附則第十九条の七及び附則第十九条の八を次のように改める。

第十九条の七及び第十九条の八　削除

附則第十九条の九の見出し中「平成十九年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「平成十九年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第二項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第十九条の十（見出しを含む。）中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第一項第五号を削り、同条に次の二項を加える。

3　平成二十二年度に限り、新指定都市の前年度における改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額は、第三十一条第四項第二号及び附則第十五条第一項第二号の規定にかかわらず、前年度分過大過少額とする。

4　平成二十二年度に限り、新指定都市の前年度における改正前の省令附則第十五条第一項第二号の額は、第三十一条第四項第二号及び附則第十五条第一項第二号の規定にかかわらず、改正前の省令附則第十五条第一項第二号に規定する前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

附則第十九条の十四第四項中「よる。」を「より、市町村の段階補正係数が十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。」に改め、同条第五項の表都道府県の項中「国土地理院において公表した平成20年10月１日現在における当該団体の面積を338で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を「人口を国土地理院において公表した平成21年10月１日現在における当該団体の面積で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で338を除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」に改め、同条第八項第一号中「第五項」の下に「第一号」を加える。

附則第十九条の十五を次のように改める。

（「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十五　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号。以下この条において「平成二十二年地方交付税法改正法」という。）附則第三条第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した平成十七年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　平成二十二年地方交付税法改正法附則第三条第二項ただし書の規定に基づき行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二に定めるところによる。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき同表の下欄に掲げる算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	経常態容補正Ⅰの算式 （A×0.40＋B×0.40＋C×0.10＋0.10）×1.402 A×0.40、B×0.40又はC×0.10に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　平成20年度地方財政状況調査における地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の合計額を歳入合計で除して得た数で0.576を除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　厚生労働省において公表した一般職業紹介状況における平成21年11月から平成22年４月までの有効求人倍率（平成22年６月１日現在における最近の季節調整値。以下同じ。）の合計を６で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で１を除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　厚生労働省において公表した一般職業紹介状況における平成21年11月から平成22年４月までの有効求人倍率の合計を６で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成20年３月から平成20年８月までの有効求人倍率の合計を６で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た数を－0.45で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、負数となるときは零とする。） 経常態容補正Ⅱの算式 A×0.20＋B×0.20＋C×0.40＋0.20 A×0.20、B×0.20又はC×0.40に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　15歳未満人口並びに学校基本調査規則によつて調査した平成22年５月１日現在における当該地方団体立の高等学校及び当該道府県の区域内の私立の高等学校に在学する生徒数の合計を人口で除して得た数を0.163で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　65歳以上人口を人口で除して得た数を0.201で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　農林水産省において公表した生産農業所得統計における平成20年農業算出額、生産林業所得統計における平成20年林業算出額及び漁業生産額における平成20年漁業生産額の合計を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を83,235で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
市町村	経常態容補正Ⅰの算式 （A×0.50＋B×0.30＋0.20）×1.852 A×0.50又はB×0.30に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×0.50＋B×0.30＋0.20が5.000を超えるときは、5.000とする。 算式の符号 A　平成20年度地方財政状況調査における地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の合計額を歳入合計で除して得た数で0.538を除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）